

KNC NETWORK NEWS

2018年7月21日 発行

経営一言：都市対抗野球には、地域を元気にする力があります。

(日本野球連盟会長 清野 智氏)

—所長コメント：企業の活性化には、企業内企業をつくり、各グループ毎に成績を上げさせ、適正なインセンティブの配分を行ない各社員の独立意識を持たせること。地方の活性化も同じで地域毎に競争心を持たせること。—



(有)北野財経システム

税理士法人 Y. K. C.

大阪市淀川区西中島 7-1-26

オリエンタル新大阪ビル 707号

TEL : 06-6304-7857・FAX : 06-6304-8851

http://kncc.co.jp

気になる記事：超情報社会、危うい進歩

企業や国がデータの力で競争力を高める「データエコミー」が勃興する。ヒ・モノ・カネが生み出す情報資源は爆発的に増え、経済から政治、社会、日常の生活にまで影響を及ぼし始めた。技術革新は止まらない。私たちもいや応なく大きな変化を迫られる。中国では10億人以上が身分証、携帯番号、口座とひも付いた決済アプリを使う。日々の買い物から株式投資、レンタル傘やシェア自転車、無人コンビニまで、スマートフォン(スマホ)1台で済む新たな生活インフラだ。利用には代償も伴う。電子情報技術産業協会によると、2030年にはあらゆるものがネットにつながるIoT関連市場が世界で404兆円と現在の2倍強に膨らむ。顔や音声の認証技術も普及し、従来の文字や画像と組み合わせるデータのかけ算が広がる。グーグルは世界中からデータをかき集め、今や「IT(情報技術)の巨人」として影響力を振るう。

妻名義の営業…申告は誰がする? 《税務》

商売を始めるにあたって開業する際、様々な理由から営業の許可申請は妻名義で行い、実質の経営者は夫であるということがあります。妻は店を手伝っていないが、税金は誰が申告するのかというと、それは実質の経営者である夫ということになります。

まず所得税ですが、資産または事業から生じる収益の法律上帰属するとみられる者が「単なる名義人」であって、その収益を享受せず、その者以外の者がその収益を享受するときは、その収益はこれを享受する者に帰属するものとして取り扱うこととされています。つまりしたがって、実際にお店を運営する経営者に申告義務が生ずることになります。これは消費税でも所得税と同様で、実質判定の規定が置かれているため、やはり夫が申告義務者として取り扱われることになります。

執行役と執行役員の違い 《税務》

執行役と執行役員は、名前が似ているのでわかりにくいですが、税務では異なる扱いをすることもあるので注意が必要です。

まず執行役とは、商法に規定されている役員で、取締役の代わりに取締役会で決定した業務を執行する人を指します。これに対して執行役員とは、取締役会によって選任され、業務を遂行する人をいいます。執行役員は、経営上で業務遂行を行う点では取締役と同じですが、法的に根拠のない任意の制度であることから、その身分は会社によってもことなり、使用人もいれば実質的な役員とされる人もいて企業によって様々です。会社からの委任という側面がありますが、社会一般では雇用という面が強いです。

ところで、これらの税務の取扱いですが、執行役は役員に該当するのでその給与は役員給与として損金算入に制限がかかります。これに対して、執行役員は取締役など兼任していない限り、使用人として取り扱われるため、執行役員に対する給与・賞与は損金に算入することが認められています。ただし、その執行役員がその法人内での地位や職務内容などを鑑みて、もっぱら会社の経営に従事していると認められれば、税法上の役員に該当することになります。特に、使用人から執行役員への就任の伴い退職金が払われることがありますが、執行役員は雇用関係としての身分もあるため、受け取った退職金が一時的な給与に該当することも考えられます。これについて国税庁通達で、①執行役員との契約は委任契約またはこれに準ずるもの、②使用人としての再雇用が保障されていないこと、③取締役に準じた報酬等であること、④使用者に生じた損害について賠償責任を負う等—といった縛りをかけています。

消費税の軽減税率、飲食店が販売するお弁当は対象か 《税務》

来年10月に消費税が10%に引き上げられます。飲食店等が販売する商品の軽減税率の対象になる飲食物は、酒と外食を除く食品全般です。店内での飲食は標準税率の10%、客が弁当などを持ち帰るなら軽減税率の8%が適用されます。すなわち、飲食店が弁当を販売すると、店内での食事と弁当の代金はそれぞれ異なる税率が適用されることとなります。

軽減税率が適用されない外食とは、食品衛生法上の飲食店や喫茶店などの事業者が「飲食設備」のある場所で行う食事のことです。飲食設備とはテーブル、椅子、カウンターなどの設備を指します。

なお、出前サービスも同様に外食に当たらないので、税率は8%に据え置かれます。一方、客の注文した料理の残りを折り詰めにして持ち帰るサービスは軽減税率の対象外です。

食料品の他に、定期購読契約する週2回以上発行される新聞も軽減税率の対象となっています。ただし、コンビニエンスストア・駅売店などで販売されているものや、電子新聞は対象外です。

見聞して、行動する 《経営》

研修会の講師をして一番困るのは、第一に話を聞く姿勢を取らない人がいる事、第二に話を聞くが理解を示さない人がいる事です。自分の会社や関与先以外での研修会であれば、話をよく聞いて頂いて、なお且つ内容を理解頂ければ、講師の立場としては一応満足です。ところが、自社の社員指導や勉強会等の場合は、真剣に聞いて理解するだけでは困ります。経営者にしてみれば、上司が部下の育成指導を効果的にしているか否かの最終判定は、見聞して理解した事を行動に結びつけているか、いないかです。中国の戦国時代末期に書かれた『荀子』にも同じような言葉が出てきます。「聞かざるは之を聞くに若(し)かず、之を聞くは之を見るに若かず、之を見るは之を知るに若かず、之を知るは之を行うに若かず。」(若かず; 及ばないということ)

では、どうすれば社員が上司の話聞いて理解し、それを着実に行動に移すのでしょうか。(1)上司は日頃から必要な知識や事例を整理して、行動の実践手法を指導出来るようにする(2)現場で見本を見せ、実践を通して教える(3)見聞・理解して行動した社員を正当に評価し、やりがいのある職場づくりに励む、等が挙げられます。

KNC NETWORK NEWSへのご意見・ご質問・ご感想は

06-6304-7857 または kaikai@kncc.co.jp

までお寄せください。